

令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市体育館		
管理者名	新潟市開発公社・新潟アルビレックスRC	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日
担当課	スポーツ振興課		
所在地	新潟市中央区一番堀通町3番地1		
根拠法令	スポーツ基本法		
設置条例	新潟市体育施設条例		
施設概要	敷地面積 11,530㎡ 延床面積 5,994.14㎡ 建築構造 鉄骨及び鉄筋コンクリート造3階建（一部地階） 施設内容 ・体育室 バスケットボール2面／バレーボール2面／テニス2面／ バドミントン8面／卓球台24台／フットサル2面 ・南練習場 卓球台7台／その他各種目の練習 ・北練習場 レスリング1面／その他各種目の練習 ・その他 控室2室／和室／応接室／男女更衣室 ・観覧席 固定観覧席2階・3階1,408人収容		

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1)新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。 (9)本市施策の方向性（市民の週1回以上のスポーツ実施率を65%にする、新潟市スポーツ協会をはじめとする関係団体と連携し競技力の向上を図る）に沿った自主事業の提案・実施に努めること

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	ホームページ等による情報提供更新月1回以上			
	基準利用者数の達成	利用者数年間105,250人以上			
	各種サービス別満足度	施設管理に関する利用者アンケートで「満足」が75%以上			
	苦情・要望に対する対応	・苦情、要望には 14営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備			
	地域連携・社会貢献活動	社会貢献活動(地域連携事業)年2回以上実施			
	本市施策に合致したサービス提供	・本市施策に合致した自主事業(スポーツ教室等)を年間320件以上実施 ・事業参加者 年間延べ7,400人以上			
財 務	利用者一人当たりのコスト削減額	利用者1人当たりコスト(人件費及び工事費を除く)を265円以下			
	管理運営経費削減への取り組み	管理運営経費(工事費除く)を年間45,447千円以下			
	市の歳入の増加	使用料が年間11,954千円以上(但し、免除の状況を考慮し評価する)			
業 務	他施設との連携に関する理解	他施設と連携して実施する取り組みを年4回以上実施			
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告の締切厳守及び、報告が分かりやすく、かつ正確である			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練年2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応が整理されている(避難の誘導や蘇生対応等) ・市の主管課及び警察や消防への連絡体制が整備されている			
	自己管理システム	事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載			
	事故防止の取組	補償を伴う事故発生件数0件			
	関係法令の遵守	個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修年1回以上			
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人 材	配置人員条件の充足	業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置			
	配置人員のスキルの習得度	職員研修を年2回以上実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指 定 管 理 者 記 載 欄 (ア ピ ー ル し た い 事 項 ・ 未 達 成 項 目 へ の 改 善 策 等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)